

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
構造計算適合性判定業務手数料規程

平成27年5月19日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター構造計算適合性判定業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(構造計算適合性判定手数料)

第2条 構造計算適合性判定の申請にかかる手数料は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方式のみで接している場合においては当該建築物の部分。）ごとに表1に定める額とする。

表1 構造計算適合性判定手数料

構造計算適合性判定を要する部分の床面積	大臣認定プログラムによる場合	国土交通大臣が定めた方法による場合
1,000㎡以内	139,000円	175,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	160,000円	224,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	206,000円	262,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	262,000円	345,000円
50,000㎡を超えるもの	449,000円	625,000円

2 前項の表の床面積の算定に当たっては、鹿児島県建築基準法施行細則第4条の規定を適用する。

(台帳記載証明書の発行手数料)

第3条 構造計算適合性判定の台帳記載証明書の発行手数料は、1件につき400円とする。

(手数料の減免)

第4条 住宅センター理事長が特に必要と認める場合は、前2条に規定する手数料を減額し、または免除するものとする。

(手数料の支払方法)

第5条 構造計算適合性判定の申請をした建築主又は国の機関の長等（以下「建築主等」という。）は、第2条又は第3条に定める手数料を住宅センター構造計算適合性判定業務約款第3条に定める納入期日までに、納入するものとする。

2 前項の手数料納入が次の指定銀行口座への振り込みによるときは、振り込みに要する費用は建築主等の負担とする。

- (1) 指定銀行及び支店名 鹿児島銀行県庁支店
- (2) 口座番号及び口座名 普通預金 3612
ザイ) カゴシマケンジュウタクケンチクソウゴウセンター

附則**(施行期日)**

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(平成27年5月19日制定)